

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者

(1) 商号又は名称

(株) 久米設計九州支社

(2) 住所

福岡県福岡市中央区天神一丁目2番12号

2. 指名停止措置期間

令和5年12月7日 から 令和6年6月6日 まで

3. 指名停止措置理由

上記事業者は、宮崎県串間市が発注した、「市消防庁舎新築工事設計業務」に係る指名競争入札において、談合を行っていたとして、支社長が、官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害（談合）の容疑で逮捕された。

このことは、筑紫野市指名停止等の措置に関する規則（平成24年筑紫野市規則第38号）別表第2第9項に該当する。